

NEWSWAVE

～ 新しい時代を切り拓く実践経営情報紙 ～

発行

(株)本宮会計センター

〒969-1169

福島県本宮市本宮字小原田 2 0 0 - 2

TEL 0243-33-5535 FAX 0243-33-4467

消費意欲は高いが節約志向まだ続く 「駆け込み需要」は2～3月に集中

企業にも家庭にも今年のキーワードの一つは4月からの消費税増税による影響だ。円安や物価指数などの動きで増税後の景気や賃上げがどうなるかで個人生活を左右するからだ。

年頭に日本経済をけん引する経済3団体首脳、企業トップらが年頭所感を述べた。その発言を個人側の立場に置き換えて家計を予測してみた。

まず消費増税後の景気について。多くの企業人は目下、「駆け込み需要」は2～3月に集中するとみる。その反動減が2か月位続き、夏ころには元の回復軌道に戻る。高額商品も含む電気製品や車、旅行などは、4～5月は買い控えの「底」となるのが、「限定的」で「反動減の落差は小さい」とみる。

コンビニのように生活用品を主力とする小売業は、日常必需品にも買い控えが起こるだろう。しかしその我慢は1か月で元に戻ると見る。総じて政府の成長戦略にリードされて6年ぶりの株高が続き、消費意欲は高く消費者マインドには「高揚感を感じる」との経営者が多い。

懸案の賃金アップ(ベースアップ)はどうか。製造業と非製造業の比較では「やや晴れ」は後者だが、証券、不動産に比べ百貨店は厳しい。製造業では円安が原材料高を招き、輸出比率の低い中小企業や家計を圧迫している。エネルギー政策や貿易赤字対策が急務だ。ベアについては賞与、諸手当などで対応という前向きさは評価するが、企業も個人も節約志向は堅調だ。

延滞税の割合が14年ぶりの引下げ 最初の2ヵ月2.9%、2ヵ月超9.2%

このほど2014年の延滞税の割合が最初の2ヵ月は2.9%、2ヵ月超から9.2%となることが官報で告示された。これは、2013年度税制改正において延滞税等の見直しが行われたことによるもの。この改正は、1999年度改正以来、14年ぶりの引下げとなる。

延滞税は、昨年未までは法定期限の翌日から修正申告書を提出した日の翌日以後2ヵ月を経過するまでの期間は年「7.3%」、それ以降は年「14.6%」の割合で計算した。ただし、年「7.3%」の割合は、2000年1月以後、年単位で適用し、年「7.3%」と「特例基準割合(前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%)」のいずれか低い割合とされており、2010年1月以後は「4.3%」とされていた。

これを2013年度改正では、「特例基準割合」の計算を、銀行の新規の短期貸出約定平均金利をベースにして財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合に変更。同年度の改正では、延滞税の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、(1)年14.6%の割合は、その「特例基準割合に年7.3%を加算した割合」、(2)年7.3%の割合の延滞税は、その「特例基準割合に年1%を加算した割合」とされた。

そこで、このほど財務大臣による告示の割合が年0.9%とされたことから、この0.9%に1%を足した1.9%が特例基準割合となるため、最初の2ヵ月は年2.9%、2ヵ月を経過した日からは年9.2%が、2014年1月以降の延滞税の割合とされたわけだ。

弊社では「MCS NEWS WAVEのメール配信」を促進しております!!
メールアドレスをご記入のうえ、0243-33-4467までご返信ください

メールアドレス

@

FAXの印字状況により、文字が読み取りにくい時は確認の為、当社よりご連絡をする場合がございます。

ご不要の場合または、該当者がお出でにならない場合は、FAXを返信頂ければ次週より配信を停止致します。